

世田谷区電子契約実施要綱

令和7年10月1日

7世経理第413号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区（以下「区」という。）における電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 立会人型電子署名 契約を行う当事者でない第三者であつて、区の委託に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者（以下「電子契約サービス提供事業者」という。）が、契約を行う当事者の指示に基づいて付与する当該事業者の証明書を付した電子署名をいう。
- (3) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (4) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (5) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。
- (6) 電子契約サービス 電子契約サービス提供事業者が行う立会人型電子署名による電子契約を行うサービスをいう。
- (7) 担当者 区の職員のうち、電子契約の相手方に対する電子契約書の送信その他の電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行うものをいう。
- (8) 承認者 区の職員のうち、電子契約の相手方と担当者がやり取りを行う電子契約書が必要な決裁を受けたものであることについて電子契約サービス上で承認をするものをいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 区における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- (1) 法令等において書面で行うべきこととされているもの
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められるもの

(承認者の設置)

第4条 財務部経理課に承認者1名を置くものとし、財務部経理課長（以下「課長」とい

う。) があらかじめ指定する職員をもってこれに充てる。

(電子契約の運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用を進めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、及び運用するものとする。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行うものとする。

3 アカウントの取扱いは、担当者が適正に行うものとする。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの設定及び変更は、担当者が行うものとする。

5 運用管理者は、前項のパスワードを担当者以外の者に知られないよう厳重に管理するものとする。

(電子契約によることの意味確認)

第7条 担当者は、原則として契約の相手方から別に定める様式による電子契約サービス利用申出書（以下「申出書」という。）を提出させることにより、当該契約の相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

(電子契約の手続)

第8条 前条の規定による申出書の提出があった場合、原則、次に掲げる手順により電子契約の手続を行うものとする。

- (1) 担当者は、事前に決裁を受けた契約書等（PDFファイル）を電子契約サービスへアップロードすること。
- (2) 担当者は、申出書で指定された契約事務担当者と契約締結権限者のメールアドレス及び承認者のメールアドレスを、それぞれ当該契約書等の確認依頼メールの送信先として設定すること。この場合において、確認依頼メールの送信は、契約事務担当者、契約締結権限者

及び承認者の順（契約相手方において契約締結権限者が契約事務担当者を兼ねる場合は、契約事務担当者及び承認者の順）とすること。

(3) 契約事務担当者及び契約締結権限者が電子契約の内容の確認及び承認をした後、承認者は、電子契約サービスにてアップロードされている契約書等が、第1号の契約書等と相違ないことを確認し、契約の締結を承認すること。

2 前項第3号の規定による承認により、サービス提供事業者による電子署名及びタイムスタンプが電子契約書に付与され、契約が締結されるものとする。

(変更契約)

第9条 担当者は、締結した電子契約に変更があったときは、当該変更契約書についても電子契約書によることができる。この場合において、その手続は、第7条及び前条の規定を準用する。

(電子契約書の保存)

第10条 担当者は、電子契約締結後、速やかに電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年10月1日から施行する。

2 この要綱の規定による電子契約の実施に関し必要な手続は、令和8年4月1日前においても行うことができる。